

大和市告示第49号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「補助対象児童（子ども・子育て支援法）」を「子ども・子育て支援法」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「の規定により保育所等利用保留通知書による通知を受けた者をいい、」を「に規定する保育所等利用保留通知書による通知に係るもの（」に、「通知されたもの」を「通知された場合」に、「補助対象児童（当該）」を「当該児童（当該）」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 認定施設運営支援補助金 法第19条第1項第3号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子どものうち、当該年度の初日の前日に1歳に達し、かつ、3歳に達していない児童であつて、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第13条第2項又は第3項に規定する保育所等利用保留通知書による通知に係るものが在籍する認定施設の運営費について、当該児童（当該認定施設に当該月の初日に在籍している児童に限る。）1人当たり月額10,000円（保育料の月額が10,000円未満である場合は当該額）とする。

第3条第1項中「前条第1号に掲げる保育士雇用補助金（以下「保育士雇用補助金」という。）」を「前条各号に掲げる補助金」に、「次に掲げる」を「年間補助金算出内訳書その他市長が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条第2項本文中「認定施設利用補助金」の次に「又は認定施設運営支援補助金」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第10条」を「第9条」とし、同表関係条文の欄中「第6条及び第7条」を「第5条及び第6条」に、「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。